

東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (協力教員) 第5条 食料エネルギーシステム科学専攻における研究指導のため、学府兼務教員以外の本学の教員を、学府の協力教員とすることができる。</p> <p>2 協力教員は、第7条に規定する教授会において、組織運営規程第11条第1項に規定する事項を審議する場合に限り、第7条第3項に規定するその他学府長が指名する者として審議に参画する。</p>	<p>本則 (協力教員) 第5条 食料エネルギーシステム科学専攻の運営のため、学府兼務教員以外の本学の教員を、学府の協力教員とすることができる。</p> <p>2 協力教員のうち食料エネルギーシステム科学専攻における研究指導を行う者は、第7条に規定する教授会において、組織運営規程第11条第1項に規定する事項を審議する場合に限り、第7条第3項に規定するその他学府長が指名する者として審議に参画する。</p>	

附 則 (生規則第4号)

この規則は、平成27年7月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。